

令和 4 年 度

# 決算の概況

令和 4 年 度 の 財 政 環 境  
令和 4 年 度 の 行 政 運 営 の あ ら ま し  
決 算 の 概 要 及 び 特 徴  
主 要 事 業 の 成 果  
令 和 4 年 度 決 算 収 支 の 状 況 等

新 潟 県 上 越 市

## 【凡例】

### 1 作成の根拠

- 1) 地方自治法の「普通地方公共団体の長は、前項の規定により監査委員の審査に付した決算を監査委員の意見を付けて次の通常予算を議する会議までに議会の認定に付さなければならない。」（第233条第3項）とする規定に基づき、会計ごとに決算書を作成しています。
- 2) 決算書は「一会計年度内の予算執行の結果の確定金額をまとめて掲載したもの」です。したがって、一年間の施策の成果を具体的に説明するために、主要な施策の成果を説明する書類（第233条第5項）として主要事業の成果のほか、決算の概要と特徴等や財政指標（※1）等に基づく決算分析（※2）や決算統計（※3）を「決算の概況」に掲載しています。
- 3) 個別の事務事業の成果等を具体的に説明する資料として「事業別決算説明」を作成しています。

### 2 主な用語解説

#### 1) 財政指標（※1）

財政状況を判断するために、決算額を基に収支構造などを明らかにして、年度比較や他の自治体との比較を可能にします。

#### 2) 決算分析（※2）

決算は予算の執行を通じて、福祉、教育などの行政目的が効率的かつ効果的に達成されたか否かを判断する資料であり、歳入、歳出及びその収支構造を中心に、経常収支比率などの財政指標などを定量的に増減分析（普通会計決算の類似団体比較、決算状況表）や弾力性分析（経常収支比率、実質公債費比率）、将来にわたる実質的な財政負担を見る堅実性分析（将来負担比率、市債の借入先別・利率別現在高、年度別償還表、基金残高）などを行い、他の地方公共団体との比較や過去の決算との比較によって財政状況を明らかにします。また、その結果を次年度以降の予算の編成や執行に活用していきます。

#### 3) 決算統計（※3）

地方公共団体の財政運営の基本的事項は地方自治法等に定められていますが、具体的な運用はそれぞれの団体の自主性に委ねられていることから、他の団体との比較ができるように全国統一の計数処理基準で整理することを「決算統計（地方財政状況調査）」と呼びます。

#### 予算・決算での分類

#### 決算統計での分類

一般会計	普通会計
国民健康保険特別会計など残りの全ての特別会計	公営事業会計

【主な財政指標】

財政指標	指標の意味と求め方
実質収支比率 赤字比率	<p>【意味】</p> <p>実質収支（歳入歳出差引額から翌年度へ繰り越すべき財源を控除した額）の標準財政規模<sup>※1</sup>に対する割合。</p> <p>実質収支が赤字の場合は赤字比率とも表現する。</p> <p>【求め方】  <math display="block">\{(\text{歳入総額} - \text{歳出総額}) - \text{翌年度へ繰り越すべき財源}\} / \text{標準財政規模} \times 100</math></p> <p><sup>※1</sup> 標準財政規模：安定的に収入される見込みの一般財源の額（標準税収入額等＋普通交付税額）            ＋ 臨時財政対策債発行可能額</p>
実質赤字比率 ※ 対象 一般会計等	<p>【意味】</p> <p>実質的な赤字の標準財政規模に対する割合で、財政健全化法<sup>※2</sup>に基づく是正措置の判断指標。</p> <p>早期健全化基準＝11.25～15.0%、財政再生基準＝20.0%</p> <p><sup>※2</sup> 財政健全化法＝地方公共団体の財政の健全化に関する法律（H19）</p> <p>【求め方】  <math display="block">(\text{繰上充用額}^{\text{※3}} + \text{支払繰延額}^{\text{※3}} + \text{事業繰越額}^{\text{※3}}) / \text{標準財政規模} \times 100</math></p> <p><sup>※3</sup> 繰上充用額：不足財源を補うため繰り上げて使用する翌年度歳入額            支払繰延額：財源不足のため支払を翌年度に繰り延べた金額            事業繰越額：財源不足のため事業実施を翌年度に繰り延べた金額</p>
連結実質赤字比率 ※ 対象 一般会計等＋公営事業会計（公営企業会計含む）	<p>【意味】</p> <p>全ての会計を対象とした実質赤字（又は資金不足額）の標準財政規模に対する割合で、財政健全化法に基づく是正措置の判断指標。</p> <p>早期健全化基準＝16.25～20.0%、財政再生基準＝30.0%</p> <p>【求め方】  <math display="block">\{(\text{一般会計又は特別会計の実質赤字額又は資金不足額}) - (\text{一般会計又は特別会計の実質黒字額又は資金剰余額})\} / \text{標準財政規模} \times 100</math></p>
実質公債費比率 ※ 対象 一般会計等＋公営事業会計（公営企業会計含む）＋一部事務組合・広域連合	<p>【意味】</p> <p>一般会計等が負担する市債の元利償還金及びそれに準ずる償還金の標準財政規模を基本とした額に対する割合で、財政健全化法に基づく是正措置の判断指標。</p> <p>早期健全化基準＝25.0%、財政再生基準＝35.0%、起債許可団体となる基準＝18.0%</p> <p>【求め方】※ 本文では詳細な算出式を掲載している。  <math display="block">\{(\text{元利償還金及びそれに準ずる償還金} - (\text{償還用特定財源} + \text{元利償還金及びそれに準ずる償還金に係る基準財政需要額算入額}^{\text{※4}})) / (\text{標準財政規模} - \text{元利償還金及びそれに準ずる償還金に係る基準財政需要額算入額}) \times 100\}</math> の3か年平均</p> <p><sup>※4</sup> 基準財政需要額：普通交付税の算定に当たって、道路整備、教育、福祉などの行政を合理的かつ妥当な水準で行うために必要な一般財源の合計額 算式＝単位費用×測定単位×補正係数</p>

財政指標	指標の意味と求め方
<p>将来負担比率</p> <p>※ 対象 一般会計等＋公営 事業会計（公営企業 会計含む）＋一部事 務組合・広域連合＋ 第三セクター</p>	<p>【意味】</p> <p>一般会計等が将来負担すべき実質的な負債の標準財政規模を基本とした額に対する割合で、財政健全化法に基づく是正措置の判断指標。</p> <p><b>早期健全化基準＝350.0%</b></p> <p>【求め方】  <math display="block">\{ \text{将来負担額}^{※5} - (\text{充当可能基金額} + \text{特定財源見込額} + \text{地方債現在高等による基準財政需要額算入見込額}) \} / (\text{標準財政規模} - \text{元利償還金及びそれに準ずる償還金に係る基準財政需要額算入額}) \times 100</math></p> <p>※5 将来負担額の内容：地方債現在高、債務負担行為に基づく支出予定額、第三セクターの負債額、連結実質赤字額 等</p>
<p>資金不足比率</p> <p>※ 対象 公営企業会計</p>	<p>【意味】</p> <p>公営企業ごとの資金の不足額の事業規模に対する割合で、財政健全化法に基づく公営企業の経営健全化の判断指標。</p> <p><b>経営健全化基準＝20.0%</b></p> <p>【求め方】  <math display="block">\text{資金の不足額} / \text{事業の規模} \times 100</math></p>
<p>経常収支比率</p>	<p>【意味】</p> <p>人件費、扶助費、公債費等の経常経費に、市税、地方交付税、地方譲与税などの経常一般財源がどの程度使われているかを示す割合。新たな事業や事業の拡充にどの程度対応できるか、いわゆる財政の弾力性を示しており、低いほどよい。</p> <p>【求め方】  <math display="block">\text{経常経費充当一般財源等} / (\text{経常一般財源収入額} + \text{減収補填債（特例分）} + \text{臨時財政対策債}) \times 100</math></p>
<p>自主財源比率</p>	<p>【意味】</p> <p>自主的に収入しうる財源として、市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入の合計額の全収入額に対する割合。この比率が高いほうが、自主性と安定性が高く、企業誘致、新産業振興、観光振興などの税源涵養策によって自主財源の確保を図っている。</p> <p>【求め方】  <math display="block">\text{市税、分担金及び負担金、使用料及び手数料、財産収入、寄附金、繰入金、繰越金、諸収入の合計額} / \text{全収入額} \times 100</math></p>
<p>財政力指数</p>	<p>【意味】</p> <p>標準的な水準の行政を行う財源の状況を示す。1を超えると余裕財源が多く、普通交付税が交付されない。1を下回っていると、財源不足を補うために普通交付税が交付される。</p> <p>【求め方】  <math display="block">\text{基準財政収入額} / \text{基準財政需要額}</math></p>

# 目 次

1	令和4年度の財政環境	1
2	令和4年度の行政運営のあらまし	2
3	決算の概要及び特徴	3
4	主要事業の成果	7
5	令和4年度決算収支の状況	
	(1) 各会計実質収支の状況	19
	(2) 一般会計歳入の状況	19
	(3) 一般会計目的別・性質別歳出の状況	21
6	一般会計款別歳入の状況	25
	※ 一般会計歳出の状況及び特別会計については、「事業別決算説明」に掲載してあります。	
	令和4年度起債事業内訳	45
7	市債の状況	
	(1) 市債残高・償還元金・借入額推移	46
	(2) 市債科目別現在高の状況	47
	(3) 市債借入先別・利率別現在高の状況	49
	(4) 令和4年度発行分までの市債年度別償還表	51
8	基金の状況	53
9	地方交付税等の状況	
	(1) 地方交付税と臨時財政対策債の推移	54
	(2) 令和4年度地方交付税算定台帳	55
10	地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づく健全化判断比率等	60
11	第2次財政計画との比較	63
12	令和4年度職員給与費等決算の概要	65
13	地方財政状況調査【決算統計】	
	(1) 令和4年度普通会計決算と令和3年度類似団体（施行時特例市）比較表	67
	(2) 令和4年度決算状況表	75
	(3) 経常収支比率の算出根拠	81

※ 表及びグラフの指数は、表示単位未滿で調整しているため、総数とその内訳が一致しない場合があります。

# 令和4年度 決算の概況

〔注〕 文中、表示単位未満を省略。このため各数値の合計額又は差引額と総額とは合わない場合があります。

## はじめに

令和4年度における我が国の経済は、コロナ禍からの社会経済活動の正常化が進み、企業の設備投資が堅調に推移するなど、緩やかな持ち直しが続いた一方、ウクライナ情勢等の影響により、エネルギーや食料、原材料価格の高騰に直面し、また、影響の長期化による世界的な景気後退が懸念材料となりました。

市内経済においても、感染症の影響が徐々に弱まり、消費活動の回復などにより、緩やかな改善が見られたものの、国の動向と同じく物価高騰の影響を受け、足元では先行きが不透明な状況が続きました。また、雇用については、様々な業種において慢性的な人手不足が続きました。

このような状況に対し、市では、引き続きワクチン接種を始めとした感染予防対策に取り組みながら、コロナ禍により落ち込んだ市内経済の回復やアフターコロナを見据えた経済活性化に資する支援を行ったほか、物価の高騰により影響を強く受ける所得の少ない世帯や子育て世帯、並びに事業継続に取り組む中小企業者や農業者等に対し、国・県が講じる各種制度に加えて市独自の支援を行い、負担の軽減に取り組みしました。

一方、市政運営においては、「暮らしやすく、希望あふれるまち」の実現に向けて、「市民起点のまちづくり」と「上越らしい暮らしの確立」の基本方針の下、5つの視点に基づき、各事業を始め、8つの政策と人事改革に係るプロジェクトに取り組んだほか、令和5年度以降のまちづくりの総合的な指針となる第7次総合計画を策定するとともに、その下支えや財源の裏付けとして、第7次行政改革推進計画、第3次財政計画及び第4次定員管理計画を策定しました。

以下、令和4年度の決算の概要について説明します。

## 1 令和4年度の財政環境

…コロナ禍からの社会経済活動の回復を着実に進めるとともに、物価の高騰などに伴う景気の下振れリスクに対応

国は、令和4年度に向けた経済財政運営と改革の基本方針、いわゆる「骨太の方針」において、日本経済をデフレに後戻りさせず、経済の好循環を加速・拡大させるため、感染症の経済的な影響に対し、引き続き重点的・効果的な支援策を講じ、事業の継続と雇用の確保、生活の下支えに万全を期した上で、経済全体の生産性を高め、賃金の継続的な上昇を促すとの考えを示しました。

また、令和4年度の経済見通しについて、令和3年11月に策定した「コロナ克服・新時代開拓のための経済対策」の迅速かつ着実な実施等により、実質GDP成長率は3.2%程度、名目GDP成長率は3.6%程度と見込み、公的支出による経済下支えの下、消費の回復や堅調な設備投資に牽引される形で、民需主導の自律的な成長と「成長と分配の好循環」の実現に向

けて着実に前進していくとしました。

こうした見通しの下、国の令和4年度当初予算は、経済対策に基づく令和3年度補正予算と一体的に「16か月予算」として編成し、医療提供体制の確保、ワクチン接種体制の整備などの感染症拡大防止に取り組むとともに、「科学技術立国の実現」、「デジタル田園都市国家構想の実現」、「経済安全保障の推進」を柱とした成長戦略と、給与引上げや人への投資の推進を始めとした分配戦略で構成された、「成長と分配の好循環」による「新しい資本主義」の実現を図るほか、公共事業関係費を前年度と同規模確保し、防災・減災、国土強靱化への重点化を推進する内容となりました。

また、地方財政計画における歳入歳出規模は、通常収支分が前年度に比べ0.9%増の90兆5,918億円に、また、通常収支分の一般財源総額は、前年度比1.1%増の63兆8,635億円となったほか、地方交付税等の一般財源総額は、前年度比で微増の62兆135億円となり、令和3年度を上回る地方一般財源総額が確保されました。

これらの動向を踏まえ、当市の令和4年度当初予算は、国の令和3年度補正予算で措置された財源を活用して令和3年度補正予算と一体的に編成し、市民生活を支える基礎的な行政サービスの確保と充実を最優先とした上で、コロナ禍における感染予防対策や事業継続支援、アフターコロナを見据えた支援など所要の対策や、人口減少等の諸課題への対応に取り組むものとなりました。

その後の予算執行の過程においては、ウクライナ情勢の影響等による物価の高騰に直面し、市民生活や経済活動が厳しい環境に置かれている状況を踏まえ、所得の少ない世帯や子育て世帯、中小企業者等に対する支援を行うため7回に渡って補正予算を編成し、国の「コロナ禍における『原油価格・物価高騰等総合緊急対策』」を始めとした累次の物価高騰対策に係る財源を活用しながら、市独自の支援を追加して機動的に対応したほか、大雪により不足が生じた市道の除排雪経費を適時に措置するなど、市民の命と暮らしを守ることを最優先に市政運営に当たりました。

なお、これら補正予算の対応に際して、財源不足を補うために財政調整基金を活用したことから、令和4年度末の財政調整基金残高は、前年度末に比べ10億8,375万円減少し、75億9,859万円となりました。

## 2 令和4年度の行政運営のあらまし

### (1) 5つの視点に基づく取組及び第7次総合計画の策定

…「暮らしやすく、希望あふれるまち」を目指し、5つの視点から各種の取組を推進するとともに、新たなまちづくりの羅針盤となる第7次総合計画を策定

令和4年度の市政運営においては、直面する人口減少やコロナ禍の影響、脱炭素社会への転換など、当市を取り巻く社会経済環境が急速に変化する中であっても、市民の生活の質を着実に高め、若者が帰ってきたくような、「暮らしやすく、希望あふれるまち」を将来に渡って実現するため、「生活の質の向上」、「共創の推進」、「地域の魅力の最大化」、「復元力・再起力の強化」、「循環共生社会の構築」の5つのまちづくりの視点を掲げ、各種の取組を展開しました。

あわせて、その推進に向け、8つの政策と人事改革に係るプロジェクトを公約に基づき実行に移しました。

こうした未来志向のまちづくりを総合的かつ計画的に推進していくため、各政策分野における取組を評価検証するとともに、市民の声アンケートや意見交換会等を通じて、市民の皆様の思いを汲み上げながら、目指すまちの将来像や取組の方向性を体系的に取りまとめ、令和5年度を初年度とする第7次総合計画を策定しました。

加えて、新しい総合計画のスタートに向け、各基本目標や重点テーマに基づく新規・拡充の取組を検討し、令和5年度の予算事業に反映しました。

## (2) 行政改革の取組及び第7次行政改革推進計画の策定

### …「人づくり、組織づくり」と「健全財政の維持」を基盤とし各種取組を推進するため第7次行政改革推進計画を策定

令和4年度の行政改革の取組については、第6次行政改革推進計画の最終年度として、引き続きPDCAサイクルによる進捗管理を行いながら推進しました。第6次計画の計画期間4年間全体では、5つの基本方策のうち、「行政運営手法の見直し」、「歳入確保の推進」、「効果的・効率的な組織体制の推進」の3つについては目標をほぼ達成した一方、コロナ禍の影響などにより、「公共施設の適正管理の推進」と「第三セクター等の経営健全化の推進」の取組は目標が未達成となりました。

これからの市政運営に当たっては、不確実性が高い時代の到来、人口減少・少子高齢化の進行、デジタル化の進展などの社会経済情勢に対応しつつ、第7次総合計画に基づく未来志向のまちづくりの着実な推進と基礎的な行政サービスの確実な提供を行うため、引き続き健全な財政運営を図りつつ、経営資源の根幹である「人(職員)」の育成や、職員が意欲的にその能力を発揮できる「組織」の強化に重点的に取り組む必要があります。このため、「人づくり、組織づくり」と「健全財政の維持」が車の両輪となって市政運営の基盤としてより一層機能するよう、各種取組を推進するための指針として、令和12年度までの8年間を計画期間とする第7次行政改革推進計画を策定しました。推進に当たっては、デジタル技術の積極的な活用により効率的な業務執行や利便性の高いサービスの提供を実現する「スマート市役所」への転換の視点を持って取り組むこととしています。

このほか、政策形成能力の向上と良質な行政サービスの提供、職員が持てる能力を存分に発揮できる組織・執行体制の構築を総合的に推し進めていくため、人事改革の方針を策定するとともに、今後の行財政運営の基盤強化を図るため、第3次財政計画、第4次定員管理計画をそれぞれ策定しました。

## 3 決算の概要及び特徴

### …アフターコロナへの備えと累次の物価高騰対策の実施

令和4年度一般会計当初予算は、市民生活を支える基礎的な行政サービスの確保と充実を最優先としつつ、感染予防対策やアフターコロナへの備えなど、コロナ禍を受けた所要の対策及び人口減少等の諸課題への対応を主眼に、977億8,239万円で編成しました。

その後、物価の高騰に伴う生活者支援や事業者支援のための累次の対策や、大雪により不足が生じた市道の除排雪経費の追加措置など、合計11回に渡る補正予算を編成した結果、予算総額は1,144億1,035万円となりました。

以下、決算の概要及び特徴等について、一般会計を中心に前年度決算額と対比して説明します。

### (1) 歳入決算

#### …市税は10.8億円・3.6%増、実質的な普通交付税は8.4億円・3.6%減、国庫支出金は28.6億円・15.3%減、歳入総額では2.9億円・0.3%増

一般会計の主な歳入のうち、市税は、前年度と比べて3.6%、10億8,801万円増の311億6,900万円となりました。

税目別の現年課税分において、市民税の個人市民税は、総所得金額の増加により、1.2%増の92億7,597万円となりました。また、法人市民税は、大手事業所の申告納税額の増加により、法人税割が20.5%増の25億9,187万円となりました。

固定資産税のうち土地は、地価下落の影響から1.1%減の34億7,143万円となり、家屋は、新・増築分の増加により、8.7%増の56億9,095万円となりました。また、償却資産は、大手事業所の新規投資が増加したことから、0.5%増の62億2,668万円となりました。

国有資産等所在市町村交付金は、既存資産の減価償却により、3.2%減の4,120万円となりました。

軽自動車税のうち環境性能割は、登録台数が増加したことから、74.8%増の6,657万円となり、種別割は税率の高い軽四輪乗用車が増加したことから、3.1%増の7億1,002万円となりました。

市たばこ税は、税率引上げにより、3.3%増の12億9,080万円となりました。

入湯税は、入湯客数が増加したことから、15.2%増の2,191万円となりました。

都市計画税は、新・増築家屋分が増加したことから、4.9%増の10億7,406万円となりました。

地方譲与税は、森林環境譲与税の増などにより、0.5%増の10億7,823万円となりました。

利子割交付金は、51.2%減の817万円となりました。また、配当割交付金は、株式の配当等が減少したことから、14.7%減の1億1,832万円となったほか、株式等譲渡所得割交付金は、譲渡所得が減少したことから、43.8%減の8,253万円となりました。

法人事業税交付金は、交付基準の見直しにより、1.0%減の5億2,882万円となりました。

地方消費税交付金は、コロナ禍で落ち込んだ消費活動の回復や物価高騰の影響などにより、2.9%増の48億6,837万円となりました。

ゴルフ場利用税交付金は、0.4%減の2,226万円となりました。

環境性能割交付金は、新車販売台数の減少などにより、1.1%減の7,381万円となりました。

地方特例交付金は、新型コロナウイルス感染症対策地方税減収補填特別交付金のうち、中小事業者等に対する固定資産税等の軽減措置への補填が終了したことなどにより、67.4%減の2億1,252万円となりました。

地方交付税は、5億1,366万円、2.1%減の240億4,003万円となりました。

このうち、普通交付税は、基準財政需要額が臨時財政対策債償還基金費の皆減により減少するとともに、基準財政収入額が市税などを中心に増加したものの、国の税収の増加等に伴い、臨時財政対策債への振替額が大幅に減少したことから、前年度に比べて、4億43万円、2.0%増の207億37万円となりました。なお、普通交付税と臨時財政対策債を合算した、いわゆる「実質的な普通交付税」では、8億4,726万円、3.6%減の227億9,337万円となりました。

また、特別交付税は、除排雪経費の減少などにより、21.5%減の33億3,965万円となりました。

交通安全対策特別交付金は、7.5%減の2,019万円となりました。

分担金及び負担金は、私立保育所利用者負担金の減などにより、20.1%減の2億7,186万円となりました。

使用料及び手数料は、公立保育所使用料の減などにより、6.6%減の15億5,967万円となりました。

国庫支出金は、子育て世帯等臨時特別支援事業費補助金、新型コロナウイルスワクチン接種に係る負担金及び補助金等が減となったことなどにより、15.3%減の158億2,323万円となりました。

県支出金は、認定こども園施設整備事業補助金、私立保育所等施設型給付費負担金の増などにより、7.9%増の79億7,124万円となりました。

財産収入は、名立白山住宅団地などの売却を進めましたが、高額な契約の成立案件がなく、41.2%減の2億9,028万円となりました。

寄附金は、196.2%増の1億2,778万円となりました。このうち、ふるさと上越応援寄附金については、返礼品を拡充した結果、9,153万円、557.3%増の1億796万円となり、当市の魅力発信と市内産業の振興に寄与しました。

繰入金は、財政調整基金繰入金の増などにより、44.3%増の37億7,001万円となりまし

た。

繰越金は、14億2,396万円、29.6%増の62億4,141万円となり、ここから繰越事業費に充当する財源を除いた純繰越金は、47億8,460万円となりました。

諸収入は、経営改善支援資金貸付金や住宅建築等促進資金貸付金など市制度融資貸付金の減額に伴う貸付金元利収入が減となったことから、18.5%減の33億6,681万円となりました。

市債は、臨時財政対策債が12億4,770万円の減となりましたが、第三セクター等改革推進債の借換により借換債が29億2,702万円増加したことなどから、9.8%増の99億1,783万円となりました。

一般会計の収入未済額は、4.7%減の12億1,865万円となりました。

収納率向上の取組としては、現年課税分の期限内納付を促したほか、きめ細かな納税相談などにより滞納案件の早期対応・早期解消に努めるとともに、納税意識の希薄な滞納者に対しては、厳正な滞納処分を実施しました。

なお、一般会計全体では、9,881万円を不納欠損として、地方税法等に基づき処分しました。

**(2) 性質別歳出決算（一般会計決算であり、決算統計における普通会計数値とは異なる）**  
…公債費は34.5億円・24.2%増、補助費等は8.2億円・5.6%増、扶助費は17.8億円・9.1%減、普通建設事業費は10.4億円・11.2%減、歳出総額では5.3億円・0.5%の増、実質単年度収支は1.7億円の赤字

歳出決算を性質別に見ると、義務的経費では、人件費において、公立保育園の民間移管により会計年度任用職員数が減となったものの、期末手当に係る支給月数の段階的引上げ及び消防団員報酬の制度見直しなどにより、3,018万円、0.2%の増となりました。また、扶助費は、住民税非課税世帯や子育て世帯等を対象とした、感染症対策に係る国の各種給付金の規模が縮小したことなどにより、17億8,436万円、9.1%の減となりました。公債費は、第三セクター等改革推進債の借換及び償還により、34億5,724万円、24.2%の増となりました。

投資的経費では、普通建設事業費が10億4,163万円、11.2%の減となりました。また、災害復旧事業費が令和3年5月の地すべりにより被災した林道中ノ俣線の復旧工事の増などにより、3,212万円、10.0%の増となりました。

その他の経費では、物件費が、公共施設における電気料金、ガス料金等の高騰などにより、1億1,401万円、0.8%の増となりました。また、維持補修費が、市道除排雪経費の減少などにより、8億4,203万円、15.0%の減、補助費等が、物価高騰対策としてエネルギー価格等高騰支援金を支給したことなどにより8億2,260万円、5.6%の増となりました。

このほか、繰出金は、後期高齢者医療特別会計や診療所特別会計への繰出金の増などにより、1,144万円、0.2%の増、投資及び出資金、貸付金は、市制度融資預託金の減などにより、4億6,132万円、26.1%の減となりました。

以上の結果、一般会計の決算額は、

歳入総額 1,115億9,007万円（前年度比0.3%増）

歳出総額 1,055億9,628万円（前年度比0.5%増）

となり、歳入歳出差引は59億9,379万円で、ここから令和5年度へ繰り越すべき財源2億9,590万円を差し引いた実質収支は56億9,788万円となりました。さらに、財政調整基金積立金及び繰入額を加味した実質単年度収支は、前年度に比べて13億1,146万円減のマイナス1億7,046万円となりました。

実質単年度収支が前年度と比べ減少した主な要因は、第三セクター等改革推進債の借換に

際し、将来負担の軽減を目的として、令和3年度決算剰余金の一部を活用し、約16億円を借換えせずに償還しましたが、制度上、これが繰上償還ではなく定時償還の扱いとなったため、実質単年度収支を算定する上で収支改善要素として計上できなかったことによるものと分析しています。

財政調整基金については、地方財政法第7条の規定に基づき、令和3年度決算剰余金の二分の一相当額など、23億9,247万円を積み立てましたが、令和4年度当初予算のほか、専決予算を含む累次の補正予算の編成で生じた財源不足を補うため、34億7,623万円を取り崩しました。その結果、令和4年度末の財政調整基金残高は、前年度末に比べ10億8,375万円減少し、75億9,859万円となりました。

また、市債の令和4年度末残高は、第三セクター等改革推進債の償還を進めたほか、市債の発行を抑制したことなどから、前年度末に比べ74億3,484万円減の1,126億7,000万円となりました。このうち、通常分の市債残高は前年度末に比べ57億62万円減の697億2,439万円となりました。なお、市債残高1,126億7,000万円のうち交付税措置分を除いた実質負担額は303億2,046万円となりました。

一般会計歳出における執行残額のうち、令和5年度への繰越額を除いた額は、予算額の5.3%に相当する60億5,524万円となりました。内訳は、各種支援制度や市道除排雪委託料等において実績が見込みを下回ったほか、経費節減、入札差金などにより、負担金、補助及び交付金で22億8,689万円、委託料で16億818万円、需用費で4億5,493万円などとなっています。このほか、款別歳出決算に係る前年度比較は、21ページに記載のとおりとなりました。

また、国民健康保険、病院事業、下水道事業、ガス事業、水道事業などの特別会計は、9会計を合わせて

歳入総額	809億5,403万円（前年度比2.3%増）
歳出総額	849億3,630万円（前年度比1.9%増）

となりました。なお、公営企業会計における資本的収支の不足額については、損益勘定留保資金などで補填しました。

### （3） 財政指標による決算分析

…**財政健全化4指標は全ての比率で早期健全化基準を下回る。前年度との比較で、実質公債費比率、経常収支比率が上昇、将来負担比率が低下**

財政健全化判断比率は、4つの指標全ての比率が令和4年度においても警戒ラインとなる早期健全化基準を下回りました。

実質赤字比率と連結実質赤字比率は、一般会計等決算及び公営事業会計の特別会計との連結決算がいずれも黒字であることから、該当比率は生じていません。

実質公債費比率は、第三セクター等改革推進債の一部を借換えせず償還したものが定時償還の扱いとなったことに伴い、元利償還金が15億4千万円余り増加したことなどにより、前年度の10.6%から0.6ポイント上昇し、11.2%となりました。

一方で、将来負担比率は、第三セクター等改革推進債の償還を前倒して進めたことなどにより、市債の元金償還額が新規発行額を上回ったことから、将来負担額が減少し、前年度の67.9%から6.5ポイント低下し、61.4%となりました。

なお、ガス、水道などの公営企業会計において資金不足がなかったことから、資金不足比率は生じていません。

次に、財政構造の弾力性の判断基準となる経常収支比率は、前年度と比べて4.4ポイント上昇し94.6%となりました。これは、本比率を算出する際の「分母」となる経常一般財源等収入額が、実質的な普通交付税で約8億5千万円減少するなど、「分母」全体で0.3%、1億7,598万円減少した一方、「分子」となる経常経費充当一般財源において、公債費が、第三セクター等改革推進債に係る償還額の増などにより約15億6千万円増加したほか、維持補修費が市道除排雪経費に係る特定財源の減少などにより約5億1千万円増加し、「分子」全体で4.6%、24億9,177万円の増となったことによるものです。

#### 4 主要事業の成果

始めに、目指すまちの姿に掲げた「暮らしやすく、希望あふれるまち」の実現に向けて重要と考える5つの視点に基づく取組について、実施内容と成果の概略を説明します。

##### 【5つの視点に基づく取組】

一つ目の視点である「生活の質の向上」では、誰一人取り残されることなく、市民一人一人の希望がかない、自分らしい暮らしができるまちを目指した取組を進めました。

福祉の取組では、福祉関係施策を総合的に推進するため、当市の地域福祉の在り方を定めた第3次地域福祉計画を策定したほか、地域の総合相談窓口である地域包括支援センターにおいて、高齢者や障害のある人、生活困窮者等からの相談に対し、医療・福祉の関係機関と連携を図りながら、必要な支援につなげました。

また、障害のある人を地域全体で支える仕組みを強化するため、市内4か所の地域生活支援拠点運営事業所が連携し、困難なケースへの対応や緊急受入体制の強化、専門的人材の育成などを進めるとともに、障害福祉サービス事業所において、強度行動障害を有する利用者への適切な支援方法について専門家から指導や助言を受ける取組を支援しました。

あわせて、これまで18歳未満の軽・中等度難聴児を対象に実施していた補聴器の購入補助について、対象者を全年齢に拡大するなど、障害のある人の経済的負担の軽減を図るとともに、自立や社会参加を支援しました。

さらに、高齢者福祉の推進に向け、住民組織が行う地域支え合い事業等の介護予防の取組や、高齢者の生きがいづくりや健康づくりを進めたほか、地域や事業者の協力を得て、ひとり暮らし高齢者等の見守り活動に取り組みました。

このほか、犯罪被害者等の気持ちに寄り添い、被害からの早期回復を促すため、見舞金の支給制度を創設しました。

子育ての取組では、産科医療機関における産後の健康診査を助成するとともに、産後に心身の不調等がある人に対して助産師による訪問型産後ケア等を実施するなど、妊娠期から子育て期に渡る切れ目のない支援を通じて、産後うつや虐待の予防等を図りました。

また、子どもの遊びと保護者同士の交流の場を提供するこどもセンター等において、新たに、生後2か月から5か月までの乳児の保護者を対象とした相談や情報交換の機会を設け、保護者の子育ての不安感や孤立感を軽減し、安心して子育てができる環境整備を進めました。

さらに、仕事と育児を両立し、安心して働くことのできる環境づくりを推進するため、保育園等で体調不良となった児童を保護者に代わって迎えに行き、医療機関での受診後に病児保育室で一時的に保育を行う体制とともに、地域の子育て援助活動であるファミリーサポートセンター事業において、集団保育等が困難な病児の預かりを行う体制を整えました。

あわせて、子育て世帯の経済的負担を軽減するため、市独自の保育料等の軽減措置を継続して実施するとともに、2歳児における保育料の軽減措置の対象を拡充したほか、妊婦や子育て世帯を応援するため、妊娠・出産・育児関連用品の購入や子育て支援サービスの利用等に対する経済的支援として、妊娠時と出産後にそれぞれ5万円を支給しました。

このほか、保育園の適正配置等に係る第4期の計画策定に向け、公立保育園等の保護者を

対象に実施したアンケート結果を踏まえ、今後の適正配置の方向性と課題を整理した上で、計画の基本方針として、「安心して子育てができ、持続可能な保育環境を整える」ことを定めました。

健康・医療の取組では、生活習慣病の発症と重症化予防を図るため、コロナ禍前の健康診査の日時・会場をあらかじめ指定する方式に戻して受診勧奨を強化し、受診率の向上を図りました。

また、子宮頸がんワクチン接種の勧奨の再開を受け、小学6年生から高校1年生相当までの人と、再開までの間に接種できなかった人への接種勧奨を行うとともに、希望する人が確実に接種できるよう、必要な体制を整えました。

さらに、上越地域医療センター病院において、地域医療の充実と良質な医療サービスの提供に向けて、医師等の人材確保に加え、電子カルテシステムの整備を進めるとともに、院内に設置した地域包括支援センターや障害者相談支援事業所の機能を生かし、医療・介護・福祉の連携を図りながら、在宅医療支援に取り組んだほか、新上越斎場の整備では、令和6年12月からの供用開始を目指して設計業務を進めました。

教育の取組では、算数・数学、英語の学力向上に向けて、研修会や訪問指導等による教員の指導力強化を図るとともに、インクルーシブ教育の理念に基づく子どもたちの能力や特性に合わせた指導の充実のための教育補助員や介護員の増員及びLD通級指導教室の開設、日本語の習得に支援を必要とする児童生徒の指導に当たる講師の派遣など、教育環境の充実に向けた取組を推進しました。

また、経済的理由によって就学が困難な児童生徒に対する学用品費等の援助対象にオンライン学習通信費を追加したほか、私立高等学校に在学する生徒の保護者に対し、所得に応じて学費の助成額を引き上げることにより、経済的負担の軽減を図りました。

さらに、スポーツ推進委員による地域スポーツの普及促進のほか、上越市スポーツ協会や総合型地域スポーツクラブとの連携による各種スポーツ団体の活動支援などに取り組み、市民のスポーツ活動を推進しました。

あわせて、えちご・くびき野100kmマラソンを6年ぶりに開催し、全国各地から参加されたランナーと市民との交流・触れ合いを通じて、スポーツや地域の魅力を市内外に発信しました。

このほか、教育に関する施策の根本となる新たな教育大綱「わくわくを未来へ」とともに、市民の生涯にわたる学びを推進し支える取組の計画となる第3次総合教育プランを策定しました。

二つ目の視点である「共創の推進」では、各主体が手を取り合い、共に新たな価値を生み出していくまちを目指した取組を進めました。

ひとづくり・地域づくりの取組では、男女共同参画の推進を図るため、市民や事業者に向けた講座の開催や情報紙の発行などを通じて意識啓発に取り組むとともに、令和5年度を始期とする第4次男女共同参画基本計画を策定しました。

また、市民の差別を許さない人権感覚や差別解消の意識を高めるため、地域や企業を対象とした研修会等を行うとともに、広島平和記念式典への中学生の代表生徒8人の派遣や平和展の開催により、戦争の悲惨さや平和の尊さを考える機会を提供しました。

加えて、外国人市民が安心して暮らせる環境づくりとして、市役所の窓口等における多様な言語によるコミュニケーションを支援するため、タブレット端末等を利用した「三者間通訳サービス」を導入したほか、暮らしの中で最低限必要な日本語を習得できるよう、「生活日本語教室」を開催しました。

さらに、地域の課題解決と活力向上を図るため、地域の実情に合った取組を更に推進して

いく仕組みとして「地域独自の予算」の制度の検討を進め、令和5年度からの導入につなげるとともに、他の自治体の事例調査を通じて地域自治の推進に向けた今後の方策について検討したほか、地域活動支援事業では、地域協議会が自主的審議に集中できる環境づくりを行いながら、地域住民による自発的・主体的な取組を支援しました。

あわせて、地域において年間を通じた仕事を創出し、担い手を確保するため、国の特定地域づくり事業協同組合制度を活用し、清里区の農業法人等が発起人となって設立した「星の清里協同組合」が行う労働者派遣等の事業を支援しました。

このほか、まちなか居住の推進に向け、立地適正化計画に基づき、高田地区において、良好な居住環境の整備やまちの魅力向上に資するモデル事業を実施したほか、直江津地区において、地域住民との意見交換を踏まえ、当地区でのモデル事業となる支援制度を検討し、令和5年度の制度創設につなげました。

市民参画の取組では、市民主体のまちづくりを推進するため、NPO・ボランティアセンターを拠点として市民活動に関する相談対応やボランティアのコーディネートを行ったほか、同センターのホームページを更新し、市民等がボランティアに関する情報を取得しやすい環境を整えました。

また、若者団体等による自発的なまちづくりの取組を促進するため、イベント開催等の実践的な手法を習得するための研修会を開催しました。

さらに、公民館において、地域のニーズを踏まえた多様な学習の機会や発表の場を提供するとともに、地域課題に対応した講座を開催したほか、各地域の青少年育成会議における学校と地域の連携・協働活動を促進するため、その調整役となる地域コーディネーターを対象とした研修会や事例発表会等を行いました。

このほか、広報広聴の取組において、新たに市公式LINEにセグメント配信の機能を追加するなど、市民一人一人のニーズに合った情報発信に努めるとともに、当市の特徴や魅力を紹介する市勢要覧を改訂したほか、市民の意見等を市政運営につなげるため、「移動市長室」や「市民と市長との対話集会」を開催しました。

起業・創業、イノベーションの取組では、地域の雇用を創出し、産業の新陳代謝を高めるため、上越市創業支援ネットワークを中心とした総合的な支援として、創業支援利子補給補助金に加え、創業スタートアップ支援補助金を創設し、若者等の多様で柔軟な働き方の希望の実現を後押しするなど、創業しやすい環境づくりを進めたことにより、101件の創業につなげました。

また、中心市街地や13区の商業地の空き店舗等に出店する事業者に対し、改装費を補助するとともに、専門家による個別相談会を開催するなど、関係機関と連携し、出店後の営業継続を支援しました。

さらに、若者や子育て世代の多様な働く場の創出に向け、IT企業等のサテライトオフィスの誘致を促進するため、IT業界に精通する民間事業者への委託や、当市出身者等に対するPRに取り組み、3社の進出につなげたほか、進出の受け皿となるサテライトオフィスやコワーキング施設の整備を支援しました。

あわせて、上越妙高駅周辺の商業地区における更なる企業進出を促進するため、建築資金借入利子前払事業補助金等の各種補助制度について、事業開始期限を令和8年度末まで延長しました。

このほか、中小企業者等によるデジタル技術の活用を促進するため、市内製造事業者のDX化に向けた取組状況を調査・分析するとともに、導入に向けたセミナーを開催しました。

三つ目の視点である「地域の魅力の最大化」では、奥深い歴史、自然が共存する当市独自の魅力を磨き上げ、多様な暮らし・働き方ができるまちを目指した取組を進めました。

観光の取組では、歴史文化をいかした通年観光の仕組みを整えるため、春日山、直江津、高田の3つのエリアを中心に、市民や関係する団体等と意見交換を進めました。

また、観光振興に意欲的に取り組む人が実践的な知識や技術を習得できるよう、観光地域づくり実践未来塾を開講し、観光コンテンツづくりを支援しました。

さらに、広域観光の推進に向け、世界文化遺産の登録の期待が高まる佐渡市の情報を、当市の観光情報と合わせて効果的に発信するなど、当市の知名度向上と誘客促進を図ったほか、新潟県や妙高市、糸魚川市と連携し、自然環境をいかしたスポーツイベントを開催しました。

このほか、キューピットバレイスキー場等において、ハンディキャップのある人も野外活動の機会を楽しむことができるよう、専用の器具を新たに整備するなど、受入体制を整えるとともに、教育関係者等を対象とした体験会や、小学校のスキー授業で障害のある人を対象としたスキープログラムを初めて実施しました。

農林水産業の取組では、安定した農業所得の確保に向け、消費者や実需者のニーズを捉えた中で、需要に応じた米生産を関係機関・団体と連携して推進したほか、園芸導入による複合経営への転換を促進するとともに、販売額1億円以上の園芸産地を目指し、新潟県やJA等と連携して、えだまめを中心とした高収益作物の生産を推進しました。

また、農業経営基盤の強化に向け、国や県の補助事業を活用し、農地の大区画化や農業用水利施設の長寿命化に取り組むとともに、スマート農業の推進などによる農業生産活動の効率化のほか、農地中間管理事業等を活用した担い手への農地集積と集約化を進めたことにより、農地集積率は前年度から1.9%増加し、73.4%となりました。

さらに、農林水産物の販売力を強化するため、有機JASの認証取得に係る経費を新たに支援し、有利販売による農家所得の向上を図ったほか、農業者等を対象に、マーケティングや自主販売等の手法を先進的農家や専門家から学ぶ講座等を開催するとともに、農業者等が行う広告宣伝活動や物産展等への出店などの意欲的な取組を支援しました。

あわせて、農業の後継者を確保するため、おためし農業体験に要する交通費や宿泊費、新規就農者に対する農業機械の導入等を支援するとともに、上越市担い手育成総合支援協議会に経営継承コーディネーターを新たに配置し、就農相談から就農後の営農指導までをきめ細かく一貫して支援するサポート体制を強化しました。

このほか、畜産の振興に向け、伝染病予防注射や畜産物の出荷輸送等を支援し、経営の安定と生産基盤の強化を図るとともに、本年1月に発生した高病原性鳥インフルエンザの対策を県と連携して24時間体制で実施したほか、水産業の振興に向け、漁業協同組合による種苗放流への支援や漁港の機能保全に係る修繕を実施し、水産業の魅力と漁港施設の利便性の向上を図りました。

地域振興の取組では、当市の魅力ある産品や資源をいかした地域づくりの推進に向け、米、酒等の農林水産物や加工品、工業製品などをふるさと納税の返礼品として積極的に活用したことにより、多様な上越産品の需要創出や販路拡大、市全体の魅力発信につながりました。

また、市民を始めとする来訪者の憩いと交流の場となる高田城址公園において、桜長寿命化計画に基づき、樹木の適正な保全と管理に取り組みました。

文化の取組では、小川未明生誕140周年を記念し、その業績や人となり、作品を広く紹介するとともに、未明への関心を高め、顕彰活動に関わる人々の裾野を広げるため、市民団体等と連携しながらフォーラムやシンポジウム等の記念事業を実施しました。

また、令和4年度までの3年間で認定した上越市「地域の宝」の118件について、次世代への継承や魅力ある地域づくりの一助となるよう、保存・活用する取組を支援したほか、地域と協働して春日山城跡の保全に取り組むとともに、春日山城及び高田城の御城印の頒布を通じて、城跡への来城と市内周遊の促進を図りました。

U I J ターン の 取 組 で は、 当 市 へ の 関 心 を 高 め、 移 住 ・ 定 住 に つ な げ て い く た め、 関 係 機 関 等 と 連 携 し た 様 々 な 相 談 対 応 と あ わ せ て、 S N S を 活 用 し た 地 域 の 魅 力 発 信 や 暮 ら し を 体 験 で き る 移 住 体 験 ツ ア ー な ど を 実 施 し ま し た。

また、東京圏から移住し、就業する若者等に支給する支援金について、子育て世帯に対する加算を増額するとともに、市内の中小企業等に就職するU I J ターン者や市内に定住する若者を応援するため、家賃の一部を補助するなど、各種の補助制度を拡充したことにより、市の移住制度の利用者は前年度より増加し、188 世帯 361 人となりました。

さらに、若者の定住を促進するため、公共交通機関を利用して市外の大学等に通学する学生に奨学金を貸与し、卒業後の返還を支援しました。

このほか、子どもたちのふるさと上越への誇りや愛着を育むため、高校生が地域の魅力発信に取り組むPR映像コンテストを開催するとともに、謙信K I D S プロジェクト事業を実施し、小学生に様々な体験活動を提供しました。

四つ目の視点である「復元力・再起力の強化」では、経済社会や環境の変化に対して、柔軟かつしなやかに対応していくまちを目指した取組を進めました。

防災の取組では、地域防災力の向上に向け、防災士の養成を始め、市防災士会と連携して、9 つの地域自治区において、地域の防災リーダーを対象にハザードマップを活用した研修会を開催するとともに、地震発生後の津波や土砂災害等の複合災害を想定した総合防災訓練を実施するなど、市民が災害を知る・学ぶ・災害に備える取組を進めたほか、地域の消防・防災活動を担う消防団員の報酬の増額等による処遇改善や団員の確保、消防団の体制の見直しに取り組みました。

また、現行の防災行政無線システムが機器の更新時期を迎える中、次期システムの設計に着手し、防災情報を収集するシステムの整備や機器の更新に係る基本設計を完了しました。

さらに、原子力防災対策について、国や新潟県、関係市町村等と広域避難の課題解決に向けた検討を進め、「原子力災害に備えた屋内退避・避難計画」の改定や「安定ヨウ素剤緊急配布マニュアル」の策定を行うとともに、避難行動等をまとめた動画を作成し、普及啓発の取組を強化したほか、県の原子力防災訓練に参加し、市独自の取組として住民のバス避難や簡易除染訓練等を実施しました。

都市整備の取組では、災害に強く、安全・安心なまちづくりを推進するため、木造住宅の耐震診断の無料化を継続したほか、空き家の適正管理と利活用の促進に向け、空き家の所有者等に対し、除却や利活用に係る各種制度について周知を図るとともに、空き家化の予防に向けたセミナーを開催したほか、空き家情報バンクのホームページを新たに開設したことなどにより、バンクの成約件数は累計で76 件となりました。

また、災害時の移動や産業の活性化に資する道路ネットワークの確立に向け、都市計画道路黒井藤野新田線の整備を進めたほか、冬期間の道路交通を確保するため、消雪パイプやボイラー施設、除雪車等の更新を行うとともに、除雪作業の省力化や効率化に向け、I C T を活用した除雪支援システムの実証実験の対象地域を拡大し、あわせて、除雪車を一人で操縦するワンオペ除雪の試行に取り組みました。

さらに、災害の発生予防と拡大防止を図るため、市道9 路線の法面修繕工事等を実施するとともに、市が管理する普通河川等について、機能保全と適正な維持管理に加え、護岸整備や浚渫工事等を実施し、河川の流下能力の保全を図ったほか、地すべり災害の未然防止に向け、地すべり巡視員を配置し、地すべりの兆候等の早期発見に努めました。

このほか、都市公園を快適で安全に利用できるよう、高田城址公園の内堀護岸の更新を始め、各公園の老朽化した遊具や施設の更新、園路整備を進めました。

商工業の取組では、地域中核企業の稼ぐ力を強化し、利益率や雇用者数の増加を図るとともに、企業群の付加価値額や域内受発注の増加につなげるため、新製品・新技術の開発や生産性の向上などの取組を支援したほか、市内企業の持続的な成長・発展と地域経済の活性化を促進するため、業務拡大や生産性向上に向けた設備投資を支援しました。

また、中小企業・小規模企業の経営改善や売上拡大、事業承継に関する個別相談会を開催し、企業の経営安定に向けた取組を支援しました。

さらに、地域商業の活性化に向け、商工団体等が創意工夫を凝らし、売上増加につながる取組や、商店街のアーケード等の共有施設の改修を支援しました。

このほか、市内ものづくり産業の販路拡大に向け、首都圏等で開催される見本市等へ出展する事業者を支援したほか、企業の受注機会の拡大や企業間の連携強化を図るため、「上越ものづくり企業データベース」を刷新し、検索機能の向上や各企業の紹介ページの拡充を行いました。

五つ目の視点である「循環共生社会の構築」では、各地域が補完し支え合い、将来に渡り活力が維持されるまちを目指した取組を進めました。

環境の取組では、環境負荷の少ない社会の形成に向け、令和5年度を始期とする新たな環境基本計画及び地球温暖化対策実行計画を策定し、温室効果ガス削減目標や2050年までのカーボンニュートラル実現に向けた取組を明らかにするとともに、地球温暖化や海洋ごみ等の環境問題についての啓発活動のほか、長野市と当市の児童の交流を兼ねた環境学習会を行い、市民の環境意識の向上を図りました。

また、循環型社会の形成に向け、資源物の収集運搬を始め、収集した資源物の中間処理や再資源化を推進したほか、ごみの発生抑制と適正な分別を図るため、様々な普及啓発の取組を実施するとともに、ごみ出しや分別が困難な家庭には、町内会と連携して、ごみヘルパーによる支援を行いました。

さらに、環境保全活動の推進に向け、市民や企業、団体など延べ約5万9千人の参加を得て全市クリーン活動を実施しました。

このほか、上越地区における産業廃棄物最終処分場の整備に向け、県や新潟県環境保全事業団が行う地元説明会等の開催を支援したほか、旧第2クリーンセンター跡地に整備する資源ごみ等貯留施設の新築工事に着手しました。

中山間地域振興の取組では、農業を将来に渡って維持できるよう、幅広い世代の農業関係者が参画するワークショップを8つの地域自治区で開催し、それぞれの地域における将来の農地利用や地域農業の方向性を「将来ビジョン」として定めたほか、スマート農業の導入を図るため、モデル地区を選定し、情報通信環境の整備に向けた地域での話し合いを実施しました。

また、鳥獣被害対策について、ICTやドローン技術等を活用した「スマート捕獲」の実証に着手し、捕獲活動における労力負担の軽減と効果の向上を確認したほか、猟友会が行うイノシシの捕獲活動に対する支援を拡充し、猟友会への入会のインセンティブを高めることで、若年層を中心とした捕獲の担い手の確保・育成を進めました。

さらに、住宅地周辺でのクマやイノシシの出没が後を絶たないことから、大型獣による被害の防止に向けた学習会を開催するとともに、その出没を抑制するため、河川敷の藪刈り払いなど、3箇所において緩衝帯の整備を進めました。

あわせて、林業振興に向け、民有林における森林整備や作業道の整備等を継続的に支援し、木材生産や水源涵養など、森林の持つ多面的機能の維持・向上を図ったほか、森林経営管理制度を活用し、吉川区内での間伐や新たな森林の経営管理権の取得を進めるとともに、ICT技術を活用した林業経営の効率化と森林管理の適正化に取り組みました。

このほか、市民による里山の魅力の再発見と森林への親しみ・関心を高めるため、森林空

間を活用したシンポジウムや薪割り等の体験型イベントを実施しました。

地域交通の取組では、市民の日常生活の移動手段を維持・確保するため、第2次総合公共交通計画に基づき、地域の実情に合わせて運行経路、形態等の見直しを行ったほか、バス事業者と連携し、運行状況をリアルタイムで確認できるバスロケーションシステムの対象路線を拡充し、利便性の向上を図りました。

また、中山間地域において、高齢者の通院や買物、高校生の通学などに利用しやすい移動手段を確保するため、安塚区及び牧区で予約型コミュニティバスの実証運行を実施したほか、路線バスがない地域や廃止となる地域において、地域住民が主体となって行う互助による輸送の取組を支援するなど、多様な移動サービスを用いた持続可能な地域公共交通ネットワークの構築を進めました。

さらに、北陸新幹線の早期全線開通や上越妙高駅への速達性の高い列車等の停車の実現に向け、引き続き、新潟県や沿線自治体、関係団体とともに要望活動を展開したほか、並行在来線の利用促進を図るため、県や鉄道事業者等と連携し、市民のマイレール意識の醸成などに取り組みむとともに、えちごトキめき鉄道株式会社及び北越急行株式会社の経営安定化に向けた支援を行いました。

このほか、高齢運転者を対象に、自家用車への安全運転支援機能付きのドライブレコーダーや急発進等抑制装置の設置を支援し、交通安全意識の向上と交通事故の防止を図りました。

デジタル化の取組では、市民生活の利便性の向上を図るため、子育て・介護分野における26の行政手続のオンライン環境の整備を進めるとともに、公開型地理情報システムを導入し、インターネット上で都市整備関連の各種デジタル地図を公表しました。

また、行政内部のデジタル化の推進に向けて、公文書を電子的に一元管理するため、糸魚川市及び妙高市との共同利用による文書管理システムの導入の準備を進めたほか、職員間や部署間の情報共有の迅速化などを図るため、自治体用ビジネスチャットを導入しました。

さらに、マイナンバーカードの普及に向け、商業施設等での申請受付やサポート体制を強化するとともに、休日等におけるカード交付やマイナポイントの申込手続の支援などに取り組みました。

次に、感染予防対策の徹底と経済活性化の両立、アフターコロナへの備えの取組及びアレルギー、食料価格等の物価高騰の影響による市民生活と地域経済への支援の取組について、その概要を説明します。

### 【新型コロナウイルス感染症、物価高騰への対応】

感染予防対策の取組では、新型コロナウイルスワクチンについて、12歳以上への追加接種、5歳以上11歳以下を対象とした小児への接種を始め、新たに生後6か月以上4歳以下を対象とした乳幼児への接種を実施しました。接種に当たっては、日時と会場を指定する集団接種のほか、市内医療機関での個別接種など市民ニーズに対応した確実な接種の機会を提供し、接種の推進を図りました。

また、引き続き感染症の拡大防止に向け、介護保険施設への新規入所者等を対象としたPCR検査や、相談窓口の開設を継続して市民の不安解消に取り組みむとともに、市内の公共交通機関を活用した啓発広告の掲示により市民への周知を行いました。

このほか、国において感染拡大を防止しながら、日常生活や経済社会活動を継続できるよう行動制限の緩和が進められ、市内においても上越まつりを始めとした祭りやイベントが再開される中、イベント等の開催に当たり、来場者への注意喚起及び混雑を回避する動線の確保等の対策を講じました。